

滋賀県新型インフルエンザ対策本部員会議 次 第

日時：平成21年8月5日(水)

10:15～

場所：本館 3階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1)「新型インフルエンザ対策行動計画（改定案）」について

3 閉 会

「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画」(改定案)に
対する意見・情報の募集について(案)

新型インフルエンザ対策を推進するため、平成20年12月に「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画(改定版)」を作成しました。

この行動計画は、鳥インフルエンザ(H5N1)由来の強毒性のみを想定したものであり、本年4月以降の新型インフルエンザ(A/H1N1)の一連の対応を振り返り、弱毒性というインフルエンザの特性等を加味しながら、強弱両方に対応できるよう、行動計画の改定案を作成しましたので、その内容を公表し、広く県民の皆さんからのご意見・情報を下記により募集します。

お寄せいただきましたご意見・情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしています。個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめ御了知願います。

記

1 公表する資料

・「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画」(改定案)

2 公表の方法

前記資料を健康推進課、県民生活課県民情報室、各環境・総合事務所および各保健所に備え付けるとともに、県のホームページに掲載します。

3 募集期間

平成21年8月11日(火)から9月10日(木)まで

4 提出方法および提出先

(1) 郵 送 〒520-8577(住所記載不要)

滋賀県健康福祉部健康推進課

(2) ファックス 077-528-4857

(3) 電子メール ef00@pref.shiga.lg.jp

5 その他

(1) ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本計画策定のために使用することとし、公表することはありません。

(2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。

毒性別対応一覧

前段階 未発生期

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
実施体制と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策会議を設置する ・医療版マニュアル・社会対応版マニュアル、業務継続計画を策定する ・拠点病院・協力病院における訓練を実施する 	・同左
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんにおけるインフルエンザサーベイランスを実施する ・通常の感染症発生動向調査により患者発生を把握する 	・同左
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ対策を実施する ・鳥インフルエンザ防疫対策を実施する ・鳥インフルエンザの人への感染を防止する 	・同左
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種体制を構築する ・医療機関と調整し、医療体制マニュアル等を作成する ・発熱外来を設置する医療機関、拠点病院・協力病院の受入準備を支援する ・まん延期の医療確保のために医療資器材を整備を支援する ・PCR検査の即応体制を整備する ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を整備する 	・同左
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の内容に関する情報を提供する ・情報提供に利用可能な媒体・機関を検討する 	・同左
社会・経済機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の策定を要請する ・社会的弱者への生活支援の検討を要請する 	・同左

第一段階 海外発生期

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
実施体制と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策本部を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生を早期発見するためのサーベイランスを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症危険情報を発出する ・検疫所からの通報により健康監視を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者および社会機能維持者へのワクチン接種を行う ・発熱相談センターを設置する ・発熱外来の設置準備を要請する ・抗インフルエンザ薬の適切使用を要請し、適正な流通を指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の内容に関する情報を提供する ・総合相談窓口を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
社会・経済機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、感染防止策および業務継続または自粛の準備を要請する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

第二段階 国内発生早期

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
実施体制と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策本部を継続開催する ・積極的疫学調査を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生を早期発見するためのサーベイランスを実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団発生を早期探知するためのサーベイランスを実施する ・重症化およびウイルスの性状変化の監視を目的としたサーベイランスを実施する
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う ・住民に対し、外出自粛を要請する ・集会等の自粛を要請する ・学校等の臨時休業を要請する ・事業者に対し、不急の業務を縮小するよう要請する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎疾患を有する者等」を除き、原則、予防投与は行わない ・外出自粛要請は行わないが、感染拡大防止のための注意喚起を行う ・集会等の活動自粛要請は行わないが、感染拡大防止のための運営方法の工夫を要請する ・学校等の一律の休業要請は行わず、必要に応じて臨時休業を要請する ・事業者に対し、不急の業務縮小要請は行わない
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種を行う ・発熱相談センターを継続する ・発熱外来を設置する ・患者は原則として入院措置 ・PCR検査を実施する ・濃厚接触者に対し、外出自粛を要請し、健康観察を実施する ・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を指導する ・抗インフルエンザウイルス薬の適切な流通を要請する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種を行う ・新型インフルエンザ相談窓口を開設する ・原則として全ての一般医療機関で診療する ・患者は原則として自宅において療養する ・重症化のおそれがある者に対し優先的にPCR検査を実施し、必要に応じて入院治療を行う ・濃厚接触者に対し、外出自粛の協力を要請する ・原則として、予防投与は行わないが、「基礎疾患を有する者等」については、医師の判断により予防投与を行う ・抗インフルエンザウイルス薬の適切な流通を要請する
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況や対策の内容に関する情報提供を行う ・引き続き総合相談窓口を運営する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
社会・経済機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能維持者の業務継続を要請する ・市町へ社会的弱者への支援体制の確認と準備を要請する ・犯罪の予防・取締りを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

第三段階 感染拡大期～まん延期～回復期

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
実施体制と情報収集	・新型インフルエンザ対策本部を継続開催する	・同左
サーベイランス	・発生状況の把握を目的としたサーベイランスを継続して実施する ・まん延期において一部サーベイランスを中止する	・同左
予防・まん延防止	・医療従事者、濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせる ・住民に対し、外出自粛を要請する ・集会等の自粛を要請する ・学校等の臨時休業を要請する ・事業者に対し、不急の業務縮小を要請する ・条件を満たす場合は地域封じ込めを実施する ・回復期における感染拡大防止策の段階的縮小	・「基礎疾患を有する者等」を除き、原則、予防投与は行わない ・外出自粛要請は行わないが、感染拡大防止のための注意喚起を行う ・集会等の活動自粛要請は行わないが、感染拡大防止のための運営方法の工夫を要請する ・学校等の一律の休業要請は行わず、必要に応じて臨時休業を要請する ・事業者に対し、不急の業務縮小要請は行わない ・回復期における感染拡大防止策の段階的縮小
医療	(共通) ・ワクチンを接種する ・備蓄抗インフルエンザウイルス薬を供給する ・市町に対し、在宅療養患者への支援を必要に応じ要請する ・医療機関・薬局における警戒活動を継続する	・同左
	(感染拡大期) ・発熱相談センターを継続する ・発熱外来を継続する ・患者は原則として入院措置 ・濃厚接触者に対し外出自粛を要請し、健康観察を実施する	・新型インフルエンザ相談窓口を継続する ・原則として全ての一般医療機関で診療する ・患者は原則として自宅において療養する ・重症化のおそれがある者に対し、優先的にPCR検査を実施し、必要に応じ入院治療を行う ・濃厚接触者に対し外出自粛の協力を要請する
	(まん延期) ・重症患者を除き、全ての一般入院医療機関において入院措置(軽傷者は自宅療養) ・濃厚接触者への予防投与を見合わせる ・病床が不足する場合に公共施設の利用を検討・実施する	・患者は原則として自宅において療養する ・重症化のおそれがある者に対し、優先的にPCR検査を実施し、必要に応じ入院治療を行う ・原則として、予防投与は行わないが、「基礎疾患を有する者等」については、医師の判断により予防投与を行う
	(回復期) ・患者を入所させている公共施設を順次閉鎖する ・発熱外来の設置体制を調整する ・診療継続のための医療資器材・医薬品流通の調整を図る	・診療継続のための医療資器材・医薬品流通の調整を図る
情報提供・共有	・発生状況や対策の内容に関する情報提供を行う ・引き続き総合相談窓口を運営する	・同左
社会・経済機能の維持	・社会機能維持者の業務継続を要請する ・社会的弱者への支援を要請する ・市町に対し、遺体の火葬炉の稼働・安置する施設の確保を要請する ・犯罪の予防・取締りを行う	・同左 ＜ただし、遺体の火葬・安置に関する要請は除く＞

第四段階 小康期

主要項目	強毒性対応	弱毒性対応
実施体制と情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策本部を継続開催する ・これまでの対策の評価を行い、行動計画を見直す 	・同左
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の体制に復帰する (パンデミックサーベイランスを中止する) 	・同左
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出や集会の自粛要請は行っていないため、特段の措置は行わない
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種を行う ・新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す ・発熱相談センター、発熱外来を縮小・中止する ・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種を行う ・新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す ・新型インフルエンザ相談窓口を縮小する ・不足している医療資器材や医薬品の確保を行う
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・発生状況や対策の内容に関する情報を提供する ・総合相談窓口を縮小する 	・同左
社会・経済機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を把握する ・次の流行に備えた支援の検討を行う 	・同左